

ふじのくにデジタルサポーター育成事業受講要領

第1 趣旨

この要領は、静岡県が実施するふじのくにデジタルサポーター育成事業（以下「本事業」という。）の受講について、必要な事項を定める。

第2 事業目的

本事業は、日常生活においてデジタル技術が広がっていく中で、情報通信技術を十分に利用できないことにより生じる、情報格差(デジタルデバイド)の解消に向け、スマホの使用方法に関して身近で気軽に相談できる人材となる「デジタルサポーター」を育成し、地域のデジタルリテラシーを向上することを目的とする。

第3 事業概要

本事業は、静岡県内で活動する団体等（以下「受講団体」という。）の構成員等を対象に、県が別途選定する事業者（以下「実施事業者」という。）がスマートフォンの利活用に関する講習会を開催することで、デジタルサポーターを育成するものである。

第4 デジタルサポーター

(1) 認定方法

本事業で開催する講習会を受講し、スマートフォンの利活用に関して「不慣れな者に教示することができる程度の知識」を身に付けた者を「ふじのくにデジタルサポーター（以下「デジタルサポーター」という。）」として認定する。デジタルサポーターには別途、県から認定証(電子データ)を送付する。

(2) デジタルサポーターとしての活動

デジタルサポーターは、周囲のデジタル機器に不慣れな方に対して以下のような支援活動を行うこととする。

ア 日常生活での支援

家族、同僚、友人、その他周囲の者に、身近な相談役としてスマートフォン等の利活用に関する知識を教示する等、可能な限りの支援を行うこと。

イ 団体の活動における支援

自身が所属する団体の活動において、講習会で得た知識を活用し、地域住民に対する勉強会、相談会、所属団体の構成員等を対象とした情報共有等を行うことで、県全体のデジタルリテラシーの向上を図ること。

第5 講習会

本事業において、講習会は、以下のとおり実施する。

(1) 実施日程、会場等

ア 実施日程

実施事業者が受講団体の希望を踏まえ日程を決定するものとする。

イ 実施時間

1回当たり最大150分程度

ウ 実施回数

各受講団体における単年度当たりの講習会開催回数は、原則3回までとする。

エ 会場

受講団体が用意した会場を使用する。

(2) 受講対象者等

ア 受講対象者

スマートフォンの基礎知識(電話、メール、カメラの利用知識)があり、LINE等の基本的なアプリケーションが利用できる等、日常生活でスマートフォンを使用している者

イ 受講人数

1回当たり20名程度

(3) 教材

講習会で使用する教材については、実施事業者が用意するものを使用する。配布した教材については、受講団体内で行う研修や、デジタルサポーターの活動等に利用可能とする。

(4) 機材

講習会で使用する機材(スマートフォン等)については、原則、実施事業者が用意したものを使用する。

(5) 講習内容

各講習会で扱うテーマは、別表1に定めるとおりとする。なお、基本講座は受講者の習熟度等により、一部の内容を省略する等の変更を可能とする。また、応用講座については、希望した団体のみ受講するものとする。

【別表1：カリキュラム】

テーマ	内容	時間 (目安)	必須
デジタル サポーター 制度概要	【事業概要】 ・デジタルサポーター制度の意義 ・デジタルサポーターに期待すること	5分	○
基本講座	【基本機能】 ・機種(OS)による基本操作(電話・メール・カメラ)の違い等 【LINEを初心者が使用する上での注意点】 ・初期設定(インストール) ・友人追加、グループ作成 ・友人の自動追加設定等 【アプリケーション】 ・任意のアプリケーションをスマートフォンに追加する等 【安全なインターネットの利用】 ・詐欺広告、ワンクリック詐欺、迷惑メールへの対処等	85分	○
応用講座	【実践編】 支援活動における、実践的な内容や、団体活動を行う上で、必要な専門知識等 ・接遇(支援方法) ・キャッシュレス決済 ・コミュニケーションツール ・障害がある方へのデジタルデバйд解消支援	60分	
	計	150分	

第6 応募書類の提出

提出期間	令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メールで提出すること。
宛先	digital@pref.shizuoka.lg.jp
提出書類	① 応募申請書（様式第1号） ② 団体概要（様式第2号） ③ 実施計画書（様式第3号）

第7 採択基準

受講団体の採択に当たっては、以下の判断により選考を行い、採択した団体については別途、県から通知を行う。

- (1) 団体の活動や取組を通して、育成後のデジタルサポーターの活動見込みがあるか。
- (2) 講習会を開催するに当たり、十分な受講者を用意することができるか。
- (3) 県内複数地域で活動している団体で、県全体のデジタルリテラシーの向上が期待できるか。

第8 受講者情報の収集

- (1) 講習会の際に、実施事業者により出席確認として、受講者の情報（氏名、メールアドレス、居住地域）を収集する。
- (2) 受講者の情報（氏名、メールアドレス）は、受講者が許可する場合、居住する市町へ提供可能とする。なお、提供した情報は市町が行うデジタルリテラシーを向上する取組（スマートフォン教室の講師補助等）に関する支援の依頼等を行う場合のみ利用可能とする。

第9 活動実績報告

デジタルサポーター及び受講団体は、第4(2)で定めた支援活動を行った場合、県の求めに応じ活動実績を報告するものとする。

第10 応募先及び問合せ先

- (1) 名称 静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課
- (2) 所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
- (3) 連絡先 電話 054-221-2915
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
電子メール digital@pref.shizuoka.lg.jp

附 則

この要領は、令和4年4月4日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。